

委員から示された意見【一般財団法人民都大阪休眠預金等活用団体】

※明らかな誤字脱字については事務局において修正しております。

着眼点		意見	評語
総合的な意見	委員①	地方と都市部のギャップに対する意識、制度の社会実験としての意義をふまえたうえでの申請内容となっています。また、休眠預金の性格から最も配慮すべき公正性のほか、社会セクターの発展に寄与することなど多方面について熟慮した点で指定基準を満たしているといえます。	A
	委員②	日本のソーシャルセクターの発展を独自の視点と強い使命感をもとに申請を出されている。さらに地方の視点や公平性の重要性、小規模団体の課題などを強調され、この制度の成功のために必要なカギを提示された。ただ、まだ団体内での意見調整や今後加わることを予定している経済団体との意見調整の時間を要することが想定され、指定後のスケジュール通りの進捗と実効性に少々懸念が残る。	B
	委員③	東京中心視点が不適切という主張はうなずける。指定基準は満たしていると認められる	B
	委員④	今後の体制整備が必要な点が見られるが、「指定の基準」は満たしていると思料する。	B
	委員⑤	非常に強い理念があるが、行動に当たるまでの制度のまだ不明な点や現実に執行するむずかしさを作文せずにそのままとらえておられることは、よく理解されていると思う。しかし大きな金額を託するためには形而下の整備がなされていないと不安はある。 一方で大学をはじめ、関西他で活動される専門性の高い人々を結集する力は有するので、執行での困難はあるかもしれないが、組織の区切りを超えて大きな広がりを見せる可能性もある。	B
	委員⑥	制度の問題点や懸念事項を指摘しつつも、休眠預金活用の趣旨を深く理解し、指定活用団体としての使命を遂行しようとする意欲は感じられる。	B
	委員⑦	東京一極集中を是正しようとする強い気持ちが前面に出て、休眠預金を使って何を果たそうとするのかという点での総合的観点が見えない。またソーシャルセクターにおける活動の現状や団体が抱えている諸課題に関する認識が弱い。	B

着眼点		意見	評語
I 意欲 役員（代表理事）の社会課題に対する問題意識、使命感、責任感等について確認する。	委員①	役員及び出席者は強い使命感をもって臨んでいることを確認しました。	B
	委員②	独自の視点より計画を作られ、非常に強い使命感を感じた。	B
	委員③	よく整理された考え方である。	B
	委員④	（代表理事）東京の外（大阪）から日本の社会課題解決に取り組むとしている。「知の固定資産」については難解。	B
	委員⑤	代表理事の考え方は、現在の関係する諸法の矛盾点を知り、地方での格差でのについての休眠預金の活用の強い意思を示されている。	A
	委員⑥	代表理事は休眠預金活用の趣旨を深く理解し、制度の問題点や懸念事項を指摘しつつも、指定活用団体の使命に対する強い実行、実現意志を有している。 東京一極集中に対する問題意識を軸に、大阪を中心とする関西の団体が指定活用団体となることの意義を強調されており、多様な社会的課題解決に向けた使命感が感じられる。	B
	委員⑦	東京一極集中を是正しようとする強い気持ちが前面に出て、休眠預金を使って何を果たそうとするのかという点での総合的観点が見えない。	B
II 業務実施体制・能力の適確性 i) 業務実施計画が、基本方針を踏まえ、基本原則（国民への還元、共助、持続可能性、透明性・説明責任、公正性、多様性、革新性、成果最大化、民間主導）等に適合しているか。	委員①	基本方針に沿っていることを確認しました。 業務実施にあたって、新たな組織体制を小規模から着実に実施することを意識していること、新たなスタッフは総務部からスタートすることで組織内文化の浸透を図るなど工夫がみられました。	B
	委員②	既の実績を積み重ねているメンバーを揃える点や地方へ出向いての公募方法などは評価できるが、選定する際のプロセスの負荷の未知数のため、特に初年度の実効性に懸念が残る。	B
	委員③	適合しており、見通しも示されている。的確に実施できるだろう	B
	委員④	一定の計画は備えているが、基本原則との整合（評価）の蓋然性が不明。	B
	委員⑤	基本的に意見を徴収してから構築するとしており、具体的な記載が乏しい。 対象とする団体が特定NPO法人と公益法人であることは書かれているがスコープが、結局各地域ブロックは同じということであれば現時点で的確に実施できるように計画しているとは考えられない。	C
	委員⑥	業務実施計画は基本方針を踏まえており、業務を的確に推進できる体制を整えており、特に問題点はない。 業務遂行のための組織運営体制は整っている。	B
	委員⑦	まだ十分な体制が整っているとは見えないが、時間があれば体制を整えることはできるだろう。	A

着眼点		意見	評語
Ⅱ 業務実施体制・能力の適確性 ii) 組織運営体制が整っているか。	委員①	評議員会の構成は、必要な専門性において多様性を満たしていると思われます。	B
	委員②	ステージ毎に組織を進化させるなどの点は現実的な体制と評価できる。	B
	委員③	特記すべきことはない	B
	委員④	組織体制は順次拡大・充実させる計画。	B
	委員⑤	具体的に詰められた業務実施計画でなく、8ブロックでヒアリングを行うということだけである。現実から逆算するのではなく、ある程度の行動計画はほしい。 公益法人としてすることは、立法サイドと議論したほうがよい。	C
	委員⑥	審議会において議論された社会的インパクト評価へのクリティカルな考えも踏まえ、公正、公平な成果評価を意識しており「評価指針策定等委員会」の設置を予定している。評議委員の多様性については、分野、性別でやや偏りがある。	B
	委員⑦	適切に発揮できる体制はできるだろう。構成の多様化は図られている。ただし、全国から集まった人材が志を一にして活動できるか、とくに大阪の地盤沈下に強い問題意識をもつ執行部とうまくやっていけるのか疑問はある。	B
Ⅱ 業務実施体制・能力の適確性 iii) 経理的基礎が整っているか。	委員①	助成金額に関しては固定した予算額であるが全国からの申請を考慮して柔軟に考えていると理解しました。	B
	委員②	必要な経理的基礎は準備されていると認める。ただ、毎年40億円を助成し、基本的ポートフォリオの配分は記述されているが、現段階で想定している数、規模などのお考えまたは議論された際の視点をもう少し深くお聞きしたかった。	B
	委員③	齟齬はない	B
	委員④	助成金支出計画（40億円／年度）に向けた施策の蓋然性が不明。	B
	委員⑤	公益法人を前提としていると、体系の違う管理とどのように融合するのかわからない。人員の調達はできるようなのである。	B
	委員⑥	専門家を配置し、財務状況を把握し、管理、運用体制も整っている。	A
	委員⑦	見通しは適切である	A

着眼点		意見	評語
Ⅱ 業務実施体制・能力の適確性	iv) 技術的(専門的)基礎が整っているか。	委員① 中間支援団体としての長年の経験をもとに、現場に働きかけ、現場を信用してすすめる姿勢が認められました。助成の仕方について社会一般の人々を巻き込む方法は、休眠預金の特性から有益であると考えられる一方、実験的な手法でもあります。しかしながら、職員の所属する中間支援団体での経験から実効性を高めることができることがうかがえました。 資金分配団体が30%の間接費をもって資金を動かすしくみは高く評価できると思われます。	A
		委員② 専門的知識や科学技術的分野の基盤は確認できるが、少々多様性に懸念が残る。	B
		委員③ 齟齬はない	B
		委員④ 大阪NPOセンターの活動実績を中心に技術的基礎は備えている。	A
		委員⑤ 評価関係者もまず総務に入れてコンセプト共有ということは言われるが、その後の定数評価は外部、定性は内部であるが現状で委員会がその機能を果たすので、日常的にラインでどう行っていくのかわからない。定量評価のみへの批判はあるので、定性面での団体内での組織は確立すべきだと思う。	C
		委員⑥ 専門性を有した方々、全国区の方々を揃えているので問題はないと思うが、関西の方が中心なので、ネットワークに地域的な偏りが出るのではないかと懸念もある。	B
		委員⑦ 資金分配団体になりうる団体のめぼしがなく、ソーシャルセクターの多くの団体との関係性が強いとはいえない。また、ソーシャルセクターの現場に関して十分な知識や認識があるかという点で弱さがある。	B
Ⅱ 業務実施体制・能力の適確性	v) 役員(代表理事)は適確に運営する十分な資質(マネジメントの能力等)を持っているのか。	委員① 理事会はアカデミアとビジネスのマネジメントにたけた方が就任していますが、事務局からの現場の声が反映されることが必須と感じられました。	B
		委員② 実効実現の意志は確認できた。	B
		委員③ 持っているであろう	B
		委員④ (代表理事)研究者としての知見は豊富だが、組織運営に関するマネジメントについての実績は不明。事前提出書面に一部不備あり、今後体制整備するとしている。	B
		委員⑤ 学者の矜持が強すぎるので、実務遂行をきちんとされるかわからない。	B
		委員⑥ 代表理事を取り巻く専門性を持っている方々との連携・協力体制のもと、的確に運営されるものと思われる。	A
		委員⑦ 学術的に高い知見をもっていることはわかったが、社会的課題に対する心が感じられないため、志をもった指定活用団体(期待したい)のマネジメントがうまくゆくかどうか懸念される。	B

着眼点		意見	評語
Ⅲ 中立性・公正性	i) 公正性を確保するために組織運営体制・諸規程が整備されているか。不正行為や利益相反防止等の組織運営上の工夫がなされているか。	委員① 公正性を確保する体制に関してはもっとも強調して説明がありました。さまざまな外部環境を意識して、検討していることがうかがえます。	A
		委員② プロセスの透明性を高め、公平性を担保する姿勢は確認できる。またステージ毎の機能拡充も現実的と考える。	B
		委員③ 適切である	B
		委員④ 規則類は整備されており、外部監査等社外活用も予定している。助成金の30%を間接費として自由に活用（経費間の流用）を認めることとしており、当該費用の管理に懸念が残る。	B
		委員⑤ コンプライアンス・ガバナンスについては強いこだわりを感じる。報酬は機構を批准しており、公正性を担保しようということがわかる。	A
		委員⑥ コンプライアンスに関しては、適正な実施に向けて十分な体制や仕組みを整えている点からみて、適正に遂行されるものと思われる。	A
		委員⑦ 専門部署を設置していると認められる。	A
Ⅲ 中立性・公正性	ii) 役員又は職員の構成が、公正性の観点から適切か。利益相反防止の工夫がなされているか。	委員① 利益相反についても十分に配慮されていると思われます。	B
		委員② 大企業並みのガバナンス・コンプライアンス導入をも想定されているということを述べられていて、心強い。ただ、当初は特定の団体出身者に偏りが見られるので、チームワークが最初から発揮される良い点がある。一方、過去のやり方の延長で業務が行われるという懸念点もある。	B
		委員③ 適切であり、利益相反防止の工夫もなされている	B
		委員④ 当初、特定団体出身者の割合が高い。後日公募するとしている。	C
		委員⑤ 問題なし	A
		委員⑥ 「三位一体」のスタート体制を目指していることは理解するが、特定の団体から職員が複数予定されており、人材の偏りがある。	B
		委員⑦ 特定団体に偏りがみられ、公募要領の着眼点に反している。	C

着眼点		意見		評語
Ⅲ 中立性・公正性	iii) 民間公益活動促進業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって業務の公正な実施に支障を及ぼさないか。	委員①	他業務を行わない旨表記されています。	B
		委員②	民間公益活動促進業務以外は行う予定がないとしている。	B
		委員③	支障は感じられない	B
		委員④	民間公益活動促進業務以外の業務を行う予定はないとしている。	B
		委員⑤	機構からの金額を初年度から700億を想定しているが、大きな運用益との差額を事業として考えなくてよいか？規定等での強化をすることが望まれるが、実際に交付される金額がそうでない場合には該当なし。	A
		委員⑥	特に問題はない。	A
		委員⑦	問題はない	A
Ⅲ 中立性・公正性	iv) 役員（代表理事）は中立性・公正性に対する強い意識があるか。	委員①	市民社会に造詣が深い役員であり、実行力、実現意志をもちあわせていることがうかがえます。	B
		委員②	中立性・公正性に対する強い意識を表明している。	B
		委員③	十分ある	A
		委員④	（代表理事）民間公益活動促進業務への強い思いは窺える。	B
		委員⑤	強い気持ちが伝わる。特に地域格差に対する強いメッセージがある。	A
		委員⑥	十分に理解し、その資質を有しているものと思われる。	A
		委員⑦	反東京意識が強いことは結構であるが、そのことが逆に中立性・公正性を損なうことがないか懸念	B
Ⅳ その他	業務実施計画・準備行為実施計画の内容等に関する加減点ポイントなど。上記Ⅰ～Ⅲに関する点を除く。	委員①	地方の発展に寄与する考え方、意欲、覚悟は加点に値すると思われれます。	/
		委員②	特になし。	/
		委員③	特になし	/
		委員④	特になし	/
		委員⑤	制度がまだカバーできていない論点をよく理解されている。	/
		委員⑥	特になし。	/
		委員⑦		/

(備考) 委員①～⑦については、4団体共通して出席した委員である。